

## 健康レシピ開発委員会設置要綱

### (設置)

第1条 栄養分野に精通した大学と連携して健康レシピを開発し、市内飲食店へ普及促進すると共に、カフェで提供する軽食メニューを開発するため、健康レシピ開発委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

### (所掌事務)

第2条 委員会の掌握事務は、次のとおりとする。

- (1) 健康レシピ開発のメニューの決定に関すること。
- (2) その他必要な事務に関すること。

### (組織)

第3条 委員会に委員長、副委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員会の委員は、10人以内で組織し、次に掲げる者の中から市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 行田食品環境衛生協会
- (3) 行田市農業委員会
- (4) 行田市地産地消推進協議会
- (5) 行田市食生活改善推進員協議会
- (6) 子育て団体
- (7) 加須保健所
- (8) 健康福祉部長

3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときまたは欠けたときは、その職を代理する。

### (委員の任期)

第4条 委員の任期はレシピ開発が完了するまでとする。ただし、委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

### (会議)

第5条 会議は、委員長が招集し、その会議の議長となる。

2 委員は、会議に出席できないときは、その指定する者を代理で出席させることができる。

3 委員会は、委員長及び委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

4 委員会の議事は、出席した委員の過半数の賛成により決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

### (庶務)

第6条 委員会の庶務は、行田市保健センターにおいて処理する。

### (委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、委員長が定める。

## 附則

- 1 この要綱は、平成29年8月3日から施行する。
- 2 この要綱は、健康レシピ開発支援業務委託完了日にその効力を失う。